

第6章 準居住・準都市機能誘導区域の設定

1. 郊外部のまちづくり

立地適正化計画は、都市計画区域内を対象とした制度であるため、都市計画区域外（杵築地域の一部、山香地域、大田地域）には都市再生特別措置法が適用されません。しかし、本市の都市計画区域外には、旧町村の中心的な役割を担う地域拠点があります。

このため、都市計画区域外で一定の人口集積が認められる地域拠点を市独自の制度として「準居住・準都市機能誘導区域」に設定し、各地域生活圏から居住を誘導し、市民生活に必要な生活利便施設や公共交通網の維持及び確保を図るための取組みを推進します。

また、各地域生活圏には、住民自治協議会の活動の中心となる小さな拠点と言われる地区拠点が 있습니다。市の独自施策により、地区全体から地区拠点へ緩やかな居住の誘導や生活利便施設の充実を図っていくとともに、都市拠点や地域拠点と公共交通網でつなぎ、生活利便性の向上に努めます。

《郊外部のまちづくりのイメージ》



出典：内閣府資料（小さな拠点）

2. 準居住・準都市機能誘導区域の設定

準居住・準都市機能誘導区域は、杵築都市計画区域外の区域のうち第4章 居住誘導区域の設定1. 基本的な考え方「③合併前の市町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域」で居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に準じた方法で区域を設定します。

準居住・準都市機能誘導区域では、各地区拠点を支えるため必要とされる機能の充実及び、居住の維持を図るため、小さな拠点等の制度の活用による生活利便施設の充実などにより、周辺部からの居住誘導を図ります。

■ 準居住・準都市機能誘導区域の配置

